

2011年度第1回連携推進委員会 議題案 NGO 活動環境整備支援事業の改革について

（特活）アフリカ日本協議会
GII/IDI 懇談会選出連携推進委員
稲場 雅紀

1. 議題提案の背景

「NGO 活動環境整備支援事業」（以下、「N 環」とする。）は、我が国の NGO の組織体制・事業実施能力の強化や専門性の向上に大きく役立っています。一方、昨今では NGO の役割は事業の実施のみならず、国際協力に関する国民・市民の意識の涵養や政策立案・提言、国内外でのネットワーキング等々、多様化しています。本「N 環」は、NGO の多様なニーズに応え、また、上記事業の目的をより良い形で達成するために、予算額、各事業への予算配分などを含めて見直される必要があります。来年度予算の策定に向けては、特に以下の点で事業の見直しが必要です。

（1）NGO セクター全体を強くするための「ネットワーク NGO」への支援強化

NGO セクターの各種実施能力を強化するためには、地域・分野別の NGO ネットワークや、NGO 全体のコーディネーションを目的とする NGO ネットワークの強化が不可欠です。特に、震災以降、民間財団や企業・個人の支援金が震災救援・復興に特化する傾向がある中、NGO のネットワーキングや能力向上を目的とするネットワーク NGO の資金が不足し、運営自体が困難になっている団体もあります。こうした機能を果たす NGO ネットワーキングの運営を具体的に支援できる事業への資金の増額が必要です。

（2）「N 環」の増額と、NGO のニーズに基づいた各事業への資金配分

上記のように、ここ1～2年の間は、震災救援・復興との関連で、NGO の国際協力に向けた民間資金が乏しくなるのは必定であり、この時期における NGO の国際協力活動の両・質・多様性を維持するためには、「N 環」への資金増額が必要と考えられます。

（3）国民・市民への「国際協力」への関心の喚起の必要性

国民・市民の意識が「震災救援・復興」に集中し、国際協力への関心が薄れる傾向にあります。これについて、国民の国際協力への関心を回復し、また、国際協力に関心のある国民が、より積極的に、国際協力に参加できるような事業に力をいれる必要があります。

（4）「N 環」事業の支出の方法の改善

「N 環」事業における NGO への支払いの方法については、一部、改善を要するものがあります。「N 環」事業実施の能力のある団体が、その規模の大小にかかわらず、安定して事業実施を出来るように、NGO への支出方法の改善を図る必要があります。

2. 議題論点

（1）「N 環」事業の増額

上記「背景」（1）に述べたとおり、震災後の特殊な状況下で国際協力 NGO の事業および収入構造のバランスに大きな変化が生じている。こうした状況に鑑み、以下、ご検討をお願い出来れば幸いです。

1-1) 「N 環」事業の増額について

今後1～2年については、震災救援・復興に民間等の資金が集中することを見越し、「N 環」事業を2割程度（本年度のN 環の規模1.63億円を前提とすると、3200万円程度）増額して頂ければ幸いです。

1-2) 増額分の配分について

また、上記今後1～2年については、上記増額分については、資金確保が難しい以下の分野への取り組みに資する既存の制度の増額や新規制度の設置を行って頂ければ幸いです。

- ①NGO ネットワークの組織基盤の強化
- ②国際協力の必要性に関する理解の促進
- ③新規の国際協力プロジェクトの案件形成のための調査等

なお、ネットワーク NGO を含め、NGO セクターにおいては、こうした状況にあっても、当然、当該ネットワークおよびメンバーNGO の自己財源の強化のための取り組みを強化することが求められます。

（2）「N 環」事業における資金配分

上記「背景」（1）（3）の状況に鑑み、「N 環」各事業の中でも、特に国民・市民と NGO、国際協力との接点となり、また NGO 側のニーズも多い「NGO 相談員」事業の増額と件数の拡大が必要と考えられます。また、NGO の国際協力の拡充と NGO に関わる若手人材の育成を目的とする「NGO インターン制度」についても、その趣旨およびニーズに鑑み、増額と件数の拡大が必要と考えられます。例えば、「N 環」を2割程度増額し、この増額分を、「NGO 相談員」および「NGO インターン制度」の拡大に当てることは、上記（1）を実現する上での具体策として適当かと考えられます。方策の具体例として、例えば、以下のような事を検討しては如何でしょうか。

2-1) 方策1：NGO 相談員について「全国」枠を設け、4～5団体程度増員する（1500万円程度）

現在、NGO 相談員については、現在、地方別に定数が設けられているが、来年度は、これに「全国」枠を加え、地域別（南アジア、アフリカ、大洋州等）・分野別（保健、BOP、キャンペーン等）で相談に対応できる NGO 4 団体程度を相談員として採用できるようにする。

2-2) 方策2：NGO インターン制度の定員枠を5～6名程度増員する（1500万円程度）

（3）「NGO 能力向上プログラム」における NGO への支払い方法の改善

「NGO 研究会」を中心とする「NGO 能力向上プログラム」については、今年度より「概算払い」を可能とする方向性が追求されることとなりました。しかし、実際の運用は極めて難しいままです。本件事業の趣旨や規模に鑑み、NGO が大きな財政上の負担を負うことなく本件事業の実施に邁進できるよう、「概算払い」をより柔軟に運用する必要があるのではないのでしょうか。具体的には、以下のような方法を検討できないのでしょうか。

3-1) 方策1 経費見積額の半額を契約時、残額を中間払いし、期間終了後に精算する。

3-2) 方策2：経費見積額の半額を中間払いし、期間終了後に精算して残額を支払う。

3. 出席希望する外務省側担当者（部局等）

外務省国際協力局民間援助連携室
外務省大臣官房会計課

以上